

魚津市告示第 2 号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和6年全国家計構造調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和7年1月10日

魚津市長 村椿 晃

1 統計調査の区分 令和6年全国家計構造調査

2 統計調査員の区分 調査員

3 統計調査員の任期

令和6年7月5日から令和6年12月31日まで

4 報酬の額

- (1) 基本調査のみに従事する者 199,440円
- (2) 簡易調査のみに従事する者 93,120円
- (3) 基本調査及び簡易調査に従事する者 292,560円

5 費用弁償の額

- (1) 基本調査のみに従事する者 23,320円
- (2) 簡易調査のみに従事する者 10,530円
- (3) 基本調査及び簡易調査に従事する者 33,850円

6 報酬及び費用弁償の支給日

令和7年1月31日